

令和3年度 第4回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年7月14日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時20分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
			10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉			
欠席委員	9番	山本 義紀	推進委員	山本 昭子					
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 5 付議事項 報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	8番	津村 光明	1番	伊井野 孝一					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第4回若桜町農業委員会定例会を開催します。このたびは大雨による災害の関係で急きょ日程を変更させていただきました。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。山本職務代理さんと山本推進委員さんは、本日は欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、8番の津村委員と1番の伊井野委員でお願いします。
	事務局	報告事項の前に、今回の大雨の状況をお伝えします。7月7日からの大雨を受け、町内の現地調査を行ったところですが、国の災害に係るような被害は出ていないという状況です。しかし、田に土砂が入っていたり、法面が崩れていたり、農業用水路の取水口に土砂が入っているという所があります。国の災害認定を受けるのは難しい状況ですが、業者に依頼して撤去する場合は2分の1の補助を受けられるという制度が町にありますので、農業推進連絡員にそういった制度の案内をしました。もし問い合わせ等がありましたら、農山村整備課に相談してくださいとお伝え願います。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年6月10日から7月13日までの行事等についてです。まず6月10日ですが、令和3年度第3回農業委員会定例会を開催しました。25日に、第3回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を1件、非農地証明申請書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
5. 付議事項	会 長	議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。
	事務局	議案第1号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、農業委員会の意見を求めます。 申請に係る農地は大字大野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は695㎡、権利の種類は使用貸借権です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は智頭町大字智頭の〇〇〇〇となっております。転用目的は、露天資材置場と入れておりますが、

実際には材木の土場です。転用理由は、間伐材の仮置き場にしたいというものです。この件は一時転用に該当します。農用地域内にある農地ということで、町長への意見具申が必要ですが、町長からの意見は特にございませんでした。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 先日、借受人より話を聞きました。この農地は休耕田です。転用目的ですけれども、山を間伐して、この農地に一旦全部運んで、そこで選木をして製材に持って出て販売するという形をとられます。2年前も、借受人がこの農地の裏の山を間伐しました。今回は、中原との境界の近くまで作業道を付けておりますので、中原向こうの圃場整備田の辺りの間伐をして今回の申請農地に持って行き選木をするという流れになります。貸付人によりますと、2年前も事業終了後、鉄板等を撤去し、しっかり耕うんしてきれいに返してくれたとのことでした。借受人としてもそのようにしますとのことです。

会 長 申請農地の奥側に、もう1筆の休耕田があります。そこを耕作するときに通れない状態になってしまったりしませんか。

事務局 そのようなことにならないように配慮するよう指導します。

津村委員 完了後は現状に復元するとのことですが、その確認はどこがしますか。

事務局 事務局がします。前回は、令和2年3月20日までの転用でしたので、ちょうど3月20日に現地確認をしまして、農地が耕作できる状態まで復旧されているのを確認しました。そして、令和2年の農地パトロールでは、間伐材置場で使用された跡は残っていませんでした。

茗荷推進委員 復旧したということは、一度元の農地として使える状態にしたということですか。

6. その他	事務局	そうです。
	会長	<p>要は、転用の期限が迫ったときに、きちんと復旧し、耕作ができる状態にして返してもらうことです。それができれば問題ありません。</p> <p>ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。</p>
	委員	(異議等なし)
	会長	それでは、申請どおり決定します。
	会長	<p>その他の事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度については、全員が加入することで決定。 ●事務局より、資料を基に農地・非農地の判断基準についての説明あり。 ●事務局より、農地パトロールの実施体制及び実施スケジュールについて説明あり。 ●若桜町農業委員会の県外視察研修について協議したが、今回は保留となり、次回定例会にて再度協議する。 ●次回定例会は、8月10日(火)9:00～に決定。 ●7月21日(水)に、農地パトロールの出発式を行う。
	会長	以上で、令和3年度第4回の定例会を終了します。